

お客さま各位

九州総合信用株式会社

「保証委託約款（無担保ローン）」改定について

当社は、「保証委託約款（無担保ローン）」（以下「本約款」）第15条および民法が定める定型約款の変更規定に基づき、本約款を改定します。

1.効力発生日

2025年7月1日（火）

2.改定内容

変更前	変更後
<p>私および連帯保証人（以下「私ども」という）は、金融機関との金銭消費貸借契約（以下「ローン契約」という）に従い、私どもが金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認の上、九州総合信用株式会社（以下「保証会社」という）と金融機関との保証契約による信用保証を保証会社に委託します。</p>	<p>申込人（債務者）・連帯保証人（以下「申込人等」という）は、金融機関との金銭消費貸借契約（以下「ローン契約」という）に従い、申込人等が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認の上、九州総合信用株式会社（以下「保証会社」という）と金融機関との保証契約による信用保証を保証会社に委託します。</p>
<p>第1条(委託の範囲および期間)</p> <p>1.私どもが保証会社に保証委託する保証債務の範囲は金融機関の実施している融資制度による私どもの金融機関からの借入金、利息、損害金その他一切のものを含みます。</p> <p>2.保証会社の保証を得て融資をうけるについては、保証会社および金融機関との間に締結している約定書(契約書、差入書を含む)の各条項を遵守し、期日には元利金共に必ずお支払いいたします。</p> <p>3.本委託契約の有効期間は私どもと金融機関との間において締結した金銭消費貸借契約に基づく融資期間とします。</p>	<p>第1条(委託の範囲および期間)</p> <p>1.申込人等が保証会社に保証委託する保証債務の範囲は金融機関の実施している融資制度による申込人等の金融機関からの借入金、利息、損害金その他一切のものを含みます。</p> <p>2.保証会社の保証を得て融資をうけるについては、保証会社および金融機関との間に締結している約定書(契約書、差入書を含む)の各条項を遵守し、期日には元利金共に必ず支払います。</p> <p>3.本委託契約の有効期間は申込人等と金融機関との間において締結した金銭消費貸借契約に基づく融資期間とします。</p>
<p>第2条(保証人)</p> <p>連帯保証人はこの約款の各条項を承認の上、債務者が保証会社に対して負担する一切の債務につき連帯して、その履行をいたします。</p>	<p>第2条(連帯保証人)</p> <p>連帯保証人はこの約款の各条項を承認の上、債務者が保証会社に対して負担する一切の債務につき連帯して履行します。</p>
<p>第3条(保証料)</p> <p>私どもは、金融機関が私の支払った利息及び支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と金融機関との協議により決定されることに同意します。</p>	<p>第3条(保証料)</p> <p>申込人等は、金融機関が申込人等の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と金融機関との協議により決定されることに同意します。</p>
<p>第4条(反社条項)</p> <p>1.私どもは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(中略)</p> <p>2.私どもは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(中略)</p>	<p>第4条(反社条項)</p> <p>1.申込人等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(中略)</p> <p>2.申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(中略)</p>

変更前	変更後
<p>3. <u>私ども</u>が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、<u>私ども</u>との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社が保証債務の履行を免れる、もしくは第5条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使するとも何らの異議を申し立てません。</p> <p>4. 第2項もしくは第3項の規定の適用により、<u>私ども</u>に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。</p> <p>また、保証会社に損害が生じたときは、<u>私ども</u>がその責任を負います。</p> <p>5. 上記第1項から第4項までの条項は、<u>私ども</u>がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意します。</p>	<p>3. <u>申込人等</u>が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に<u>基づく</u>表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、<u>申込人等</u>との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社が保証債務の履行を免れる、もしくは第5条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使するとも何らの異議を申し立てません。</p> <p>4. 第2項もしくは第3項の規定の適用により、<u>申込人等</u>に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。</p> <p>また、保証会社に損害が生じたときは、<u>申込人等</u>がその責任を負います。</p> <p>5. 上記第1項から第4項までの条項は、<u>申込人等</u>がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意します。</p>
<p>第5条(代位弁済)</p> <p>1. 債務の履行を遅滞したときはもちろん、履行期前といえども、保証会社において任意に、かつ、<u>私ども</u>に対して<u>何等</u>の通知なく、保証会社と金融機関との間の保証契約にもとづいて、保証債務の履行をせられるとも、<u>私ども</u>は共に<u>何等</u>の異議なく求償債務全額につき弁済を履行します。</p> <p>2. <u>私ども</u>は、保証会社が弁済によって取得された権利を行使する場合には、<u>私ども</u>が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項を適用されても異議ありません。</p> <p>3. <u>私ども</u>は、保証会社が金融機関に代位弁済した場合、金融機関が<u>私ども</u>に対して有していた一切の権利(抵当権を含む)を保証会社が承継または、譲受されることに異議ありません。</p> <p>4. (中略)</p> <p>5. (中略)</p> <p>6. (中略)</p>	<p>第5条(代位弁済)</p> <p>1. 債務の履行を遅滞したときはもちろん、履行期前といえども、保証会社において任意に、かつ、<u>申込人等</u>に対して<u>何ら</u>の通知なく、保証会社と金融機関との間の保証契約に<u>基づいて</u>保証債務を履行<u>された場合</u>、<u>申込人等</u>は共に<u>何ら</u>の異議なく求償債務全額につき弁済を履行します。</p> <p>2. <u>申込人等</u>は、保証会社が弁済によって取得された権利を行使する場合には、<u>申込人等</u>が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項を適用されても異議ありません。</p> <p>3. <u>申込人等</u>は、保証会社が金融機関に代位弁済した場合、金融機関が<u>申込人等</u>に対して有していた一切の権利(抵当権を含む)を保証会社が承継または、譲受されることに異議ありません。</p> <p>4. (中略)</p> <p>5. (中略)</p> <p>6. (中略)</p>
<p>第6条(求償権の事前行使)</p> <p>1. <u>私ども</u>について次の各号の事由が一つでも生じたことを保証会社が知ったときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。</p> <p>② 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>③ 電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。</p> <p>④ 担保物件が罹災、その他著しく変形または滅失したとき。</p> <p>⑤ 保証会社および金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、また取引約定の一つでも違反したとき。</p> <p>⑥ 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等<u>私ども</u>の責に帰すべき事由によって、保証会社において<u>私ども</u>の所在が不明になったとき。</p> <p>⑦ 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p>	<p>第6条(求償権の事前行使)</p> <p>1. <u>申込人等</u>について次の各号の事由が一つでも生じたことを保証会社が知ったときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき</p> <p>② 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき</p> <p>③ 電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき</p> <p>④ 担保物件が罹災、その他著しく変形または滅失したとき</p> <p>⑤ 保証会社および金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、また取引約定の一つでも違反したとき</p> <p>⑥ 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等<u>申込人等</u>の責に帰すべき事由によって、保証会社において<u>申込人等</u>の所在が不明になったとき</p> <p>⑦ 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</p>

変更前	変更後
<p>2. 私どもは保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。</p>	<p>2. 申込人等は保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。</p>
<p>第7条(求償権の範囲) 私どもは、保証会社が保証債務を履行されたときは、私どもは保証会社が金融機関に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金およびこれに附随する一切の債務を遅延なく支払います。この場合元本、利息、遅延損害金、およびこれに附随する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による損害金を保証会社に弁済します。</p>	<p>第7条(求償権の範囲) 申込人等は、保証会社が保証債務を履行されたときは、保証会社が金融機関に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金およびこれに附随する一切の債務を遅延なく支払います。この場合元本、利息、遅延損害金、およびこれに附随する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による損害金を保証会社に弁済します。</p>
<p>第8条(費用の負担) 私どもは保証会社が債権保全のため要した費用ならびに、第5条、第6条および第7条によって取得された権利の保全、行使又は担保の保全若しくは処分および担保権の移転に要した費用を負担いたします。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。</p>	<p>第8条(費用の負担) 申込人等は保証会社が債権保全のため要した費用ならびに、第5条、第6条および第7条によって取得された権利の保全、行使または担保の保全もしくは処分および担保権の移転に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。</p>
<p>第9条(求償金等の弁済) 保証会社が金融機関からの請求により代位弁済したときは、私どもは保証会社が金融機関に弁済した債務の元金は勿論、利息、損害金、費用等すべてを直ちに保証会社に持参又は送金して支払います。 私どもが支払った弁済金が保証委託契約に基づく保証会社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。</p>	<p>第9条(求償金等の弁済) 保証会社が金融機関からの請求により代位弁済したときは、申込人等は保証会社が金融機関に弁済した債務の元金は勿論、利息、損害金、費用等すべてを直ちに保証会社に持参または送金して支払います。 申込人等が支払った弁済金が保証委託契約に基づく保証会社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。</p>
<p>第10条(届出事項) 1. 私どもは、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また私どもについて家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けるものとします。 また、私どもの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお私どもは、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。 2. 私どもが前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために私どもに生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。</p>	<p>第10条(届出事項) 1. 申込人等は、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また申込人等について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けるものとします。 また、申込人等の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお申込人等は、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。 2. 申込人等が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために申込人等に生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。</p>
<p>第11条(報告・調査および通知) 1. 私どもは、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、私どもの資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。 2. 私どもは、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。 3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私どもの住民票等を取得できるものとします。</p>	<p>第11条(報告・調査および通知) 1. 申込人等は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、申込人等の資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。 2. 申込人等は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。 3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、申込人等の住民票等を取得できるものとします。</p>

変更前	変更後
<p>第12条(公正証書の作成)</p> <p>私どもは、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続きを行い、費用を負担します。</p>	<p>第12条(公正証書の作成)</p> <p>申込人等は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続きを行い、費用を負担します。</p>
<p>第13条(管轄裁判所の合意)</p> <p>私どもは、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。</p>	<p>第13条(管轄裁判所の合意)</p> <p>申込人等は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本社の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第14条(危険負担・免責条項)</p> <p>私どもは、証書等の印影を私どもの届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私どもの負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負います。</p>	<p>第14条(危険負担・免責条項)</p> <p>申込人等は、証書等の印影を申込人等の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は申込人等の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負います。</p>
<p>第15条 (中略)</p> <p>第16条(求償権の回収委託および譲渡)</p> <ol style="list-style-type: none"> 私どもは、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。 保証会社は将来、私どもに対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、私どもは、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。 	<p>第15条 (中略)</p> <p>第16条(求償権の回収委託および譲渡)</p> <ol style="list-style-type: none"> 申込人等は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。 保証会社は将来、申込人等に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、申込人等は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。
<p>第17条(第三者弁済)</p> <p>私どもは、第三者による弁済申出があった場合に、私どもの意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。</p>	<p>第17条(第三者弁済)</p> <p>申込人等は、第三者による弁済申出があった場合に、申込人等の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。</p>
<p>第18条 (債務者情報の確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 連帯保証人は、私から民法465条の10第1項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証します。 <ol style="list-style-type: none"> 財産及び収支の状況 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び収支の状況 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨及びその内容 私は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。 私は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。 私は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、借主が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。 <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第18条 (債務者情報の確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 連帯保証人は、債務者から民法465条の10第1項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証します。 <ol style="list-style-type: none"> 財産および収支の状況 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および収支の状況 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨およびその内容 債務者は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。 債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。 債務者は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、債務者が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。 <p style="text-align: right;">以上</p>

変更前	変更後
(令和4年11月7日現在)	(令和7年7月1日現在)

※改定後の本約款全文は当社ホームページに掲載しております。

<https://kyusoushin.com/article/>